

# 第5次よしかわ行財政改革大綱策定方針

## 1 国が示す地方自治体運営の方向性

平成26年11月のまち・ひと・しごと創生法の施行以降、人口減少に関する議論が加速化し、国が示す様々な地方自治体運営の指針においても、人口減少対策に重点が置かれている。総務省では、本格的な人口減少と高齢化を迎える中で地方自治体が持続可能で質の高い行政サービスを提供し続けられるよう、65歳以上の高齢者が最大となる2040年頃までに地方自治体が取り組むべき対応策を検討する「自治体戦略2040構想研究会」を平成29年10月に立ち上げ、平成30年7月の第二次報告において「スマート自治体への転換」などの「新たな自治体行政の基本的考え方」を示している。さらに、令和元年6月に示された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）では、地方行財政改革における基本的考え方の中で「人口減少に対応するためにも、地方自治体の業務改革と新技術の徹底活用を通じた住民視点に立った利便性の高い「次世代行政サービス」への転換を積極的に推進する。」とするなど、地方自治体へ本格的な人口減少対策の必要性を示している。

## 2 吉川市の現状

当市においては、計画的な土地区画整理事業の進展等により人口増加を続けており、平成27年に策定した第4次よしかわ行財政改革大綱においても、「人口増加とそれに伴う行政需要の拡大」を前提とした行財政改革に取り組んできたところである。しかしながら、人口のピークの先送りと可能な限りの緩やかな減少を目指して策定した「吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における最も理想的な将来推計人口を見ても、人口のピークは令和7年頃であり、15歳から64歳までの生産年齢人口に限って見ると、令和5年頃にピークを迎え、人口に対する構成割合としては既に減少局面に入っている。

【参考】吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（R22年合計特殊出生率2.07実現パターン）

	H26年	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年
(推計)人口	70,373人	76,334人	78,660人	77,694人	75,695人	73,301人
生産年齢人口	44,741人	46,942人	47,771人	46,706人	44,590人	40,908人
構成割合	63.6%	61.5%	60.7%	60.1%	58.9%	55.8%

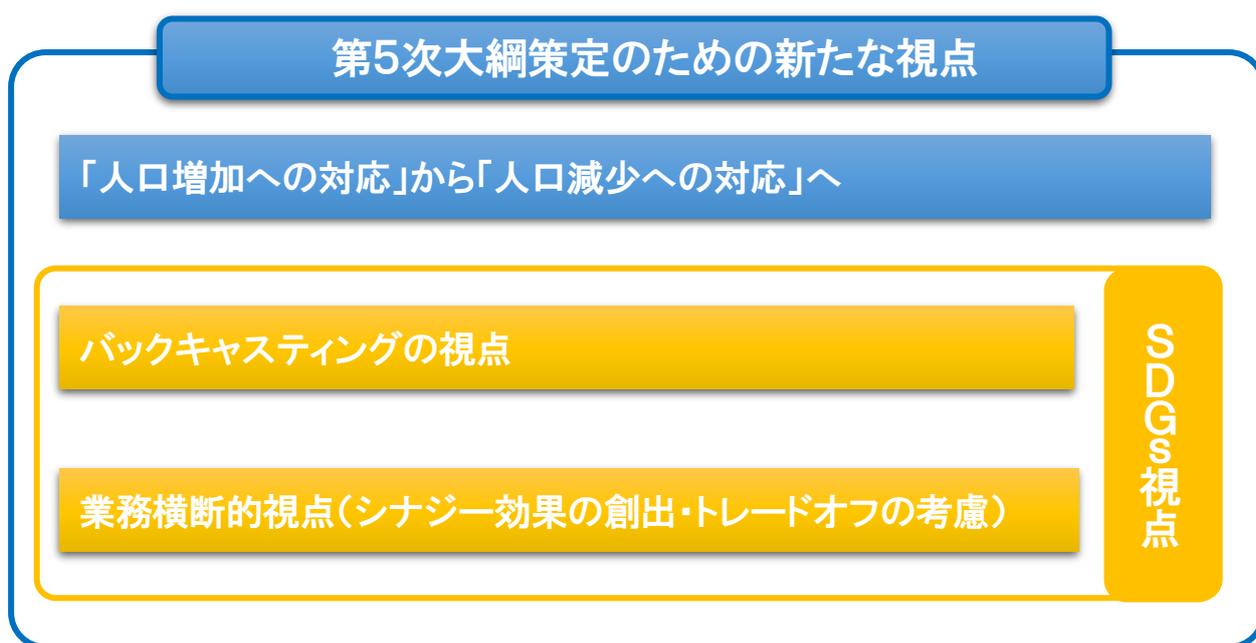
※ 令和5年生産年齢人口推計：48,138人

### 3 吉川市における行財政改革大綱の必要性

当市では、平成8年度の第1次大綱以降、現行の第4次大綱まで継続した行財政改革に取り組み、職員への意識の浸透、コスト削減や行政サービス向上など一定の成果が表れている。しかしながら、依然として市民ニーズの多様化や厳しい財政状況が続き、さらに上記2のとおり、これまで当市が経験したことのない人口減少時代を迎えることから、行財政運営に有効な様々な手法の研究や積極的な活用を行い、持続可能なまちづくりを進めるため、行財政改革に取り組む必要がある。

### 4 第5次よしかわ行財政改革大綱策定のための新たな視点

行財政改革を行う基本的な考え方として、第4次大綱においては、第3次大綱までの「コスト削減に取り組む「削減型」行財政改革」から「今ある経営資源の効果的な活用に視点を置いた行財政改革」へと、言わば「量」から「質」への転換を図ったところであるが、この転換に加え、第5次大綱においては、新たな視点として「人口増加の対応から人口減少への対応」を前提とし、未来のあるべき姿から現在行うべき取組を考える「バックキャストिंगの視点」、また、シナジー効果（相乗効果）の創出やトレードオフ（利益相反）の考慮に有効な「業務横断的な視点」といったSDGs（持続可能な開発目標）の推進により民間企業にも広がっている視点を取り入れ、職員一人ひとりがより一層の行財政改革に取り組む。



## 5 策定方針

行財政改革大綱は、市の最上位計画である「吉川市総合振興計画」の推進を図るために、効率的・効果的な行財政運営の方針であることを前提とし、「健全財政」、「市民主役」といったこれまで当市が取り組んできた行財政改革の流れと第4次大綱の取組に対する評価を踏まえた上で、上記4の新たな視点を取り入れた「第5次よしかわ行財政改革大綱」を以下のとおり策定する。また、市民に分かりやすい内容とするとともに、社会的・経済的変化や制度改正に迅速かつ柔軟に対応できることに留意する。

### (1) 大綱の体系

大綱の体系については、原則として第4次大綱の体系を踏襲し、以下のとおりとする。ただし、「改革事項」として大綱の中に含めていた具体的取組については、社会的・経済的変化や制度改正に合わせて迅速かつ柔軟に追加、変更等ができるよう、別途「よしかわ行財政改革推進プラン」を策定し、進捗管理を行う。

#### ① 将来都市像及びまちづくりの基本理念

将来都市像は吉川市総合振興計画に掲げる目指すべきまちの姿、まちづくりの基本理念はまちづくりの指針であり、行財政改革大綱においても前提となるものであることから、共有する旨を大綱の中で示す。なお、現行の第5次吉川市総合振興計画が令和3年度を持って計画期間の満了となるが、次期総合振興計画において示される将来都市像等についても同様とする。

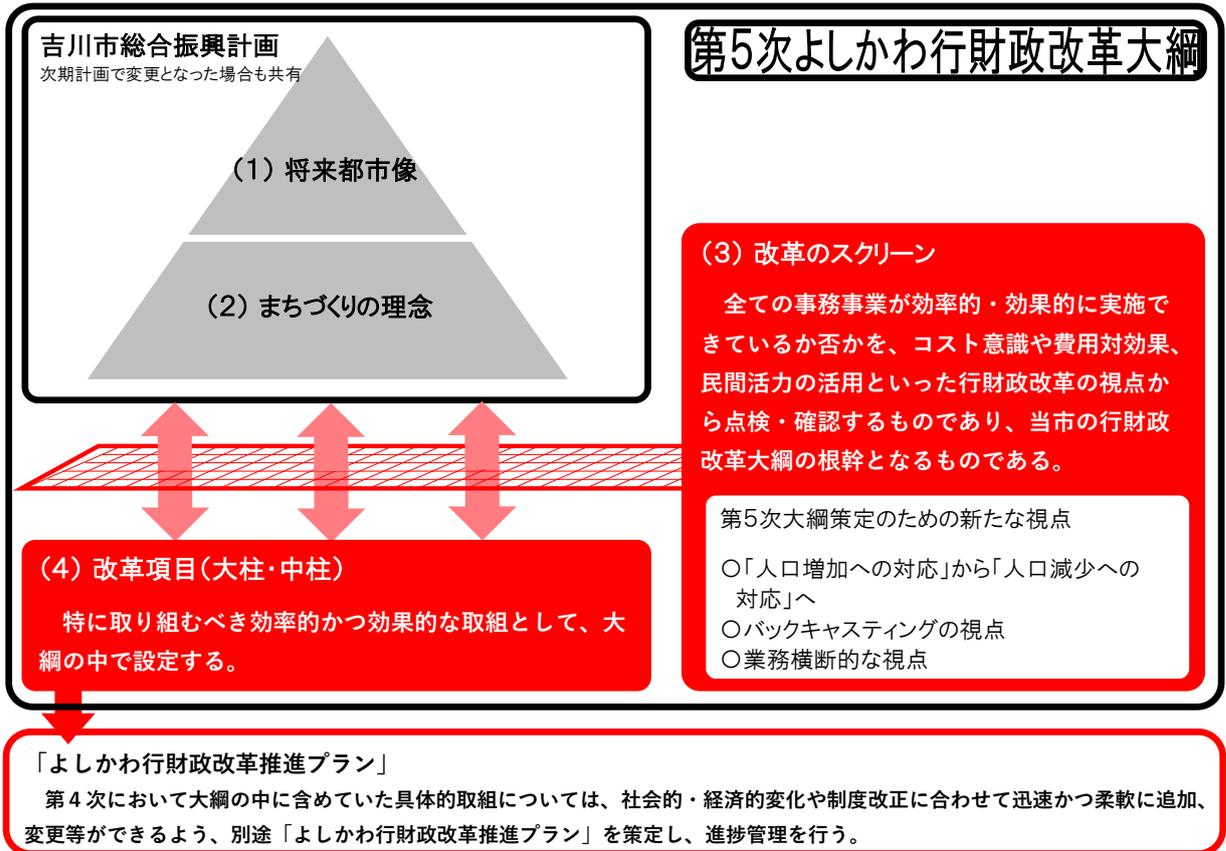
#### ② 改革のスクリーン

改革のスクリーンは、全ての事務事業が効率的・効果的に実施できているか否かを、行財政改革の視点から点検・確認するものであり、当市の行財政改革大綱の根幹となるものである。コスト意識や費用対効果、民間活力の活用といった改革の基本的な視点に加え、上記4の新たな視点等を取り入れながらゼロベースで検討を行い、決定する。

#### ③ 改革項目（大柱・中柱）

改革項目は、特に取り組むべき効率的かつ効果的な取組を大綱の中で設定するものであり、必要に応じて階層を設け、分類する。なお、具体的な取組である「改革事項」については、前述のとおり別途策定する「よしかわ行財政改革推進プラン」でとりまとめる。

第5次よしかわ行財政改革大綱の体系（イメージ図）



(2) 大綱の推進期間等

第5次よしかわ行財政改革大綱の推進期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。また、よしかわ行財政改革推進プランの計画期間については、1期3年とし、第1期を令和2年度から令和4年度へ、第2期を令和4年度から令和6年度までとする。

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
第5次よしかわ 行財政改革大綱	← 推 進 期 間 →				
よしかわ行財政改革 推進プラン	← 第1期 →				
			← 第2期 →		

(3) 策定スケジュールについて

		行財政改革推進 委員会	政策会議	事務局（政策室）	その他
10月	上			策定方針案 作成	第4次進捗照会
	中				
	下		策定方針案		
11月	上			大綱素案作成	
	中				
	下	第1回委員会			
12月	上	・第4次評価 ・第5次策定方針説明		大綱案作成	
	中	・大綱素案説明			
	下				
1月	上	第2回委員会		大綱案報告	改革事項 全庁照会
	中	・大綱案審議			
	下				
2月	上			プラン作成	大綱案 パブコメ
	中				
	下				
3月	上	第3回委員会 ・大綱案審議		最終案報告	
	中	・プラン審議			
	下	大綱・プラン決定（市長決裁）			